

「潟上市地域防災計画」の見直し素案概要について

東日本大震災を教訓として、国の中央防災会議では、最大クラスの地震・津波を想定することを方針に掲げ、災害対策基本法等の防災関係法令の改正、防災基本計画の見直しが実施されました。さらに、秋田県においても、新たな被害想定の実施に基づく地域防災計画の見直しが実施されました。これらを踏まえ県地域防災計画を準拠し市でも全面的な見直しに取り組みました。

○見直しの3つの柱

- 1. 東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の強化
- 2. 大規模広域な災害時における被災者対応等の強化
- 3. 最近の災害等を踏まえた防災対策の見直し

1. 東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化

(1) 津波災害対策編の新設 P 189~197
現行の「震災対策」を分割し、「津波災害対策」に特化した新たな「編」を設置

(2) 津波被害の軽減 P 36~38, 190, 191
○大規模津波の浸水域設定 ○津波避難体制の強化
○津波に強いまちづくり

(3) 地震動被害の軽減 P 165,167~170
○建築物の耐震性確保対策の強化 ○ため池防災対策
○地震動・液状化に強いインフラ・ライフラインの整備

(4) 災害時の情報提供の充実 P 48,49,51,83,100,203
○地域住民への確実な情報伝達体制の整備
○安否情報の収集・伝達体制の整備 ○非常用電源の確保

(5) 交通機能の確保 P 84, 91, 117~119
○代替輸送手段、代替輸送道路の確保
○緊急通行車両手続きの迅速化
○緊急時におけるヘリコプターの離着陸場の確保

(6) 避難所の機能強化 P 50, 51, 108, 109, 190
○災害種類や地域特性を踏まえた避難所の見直し
○女性や災害時要援護者に配慮した避難所運営
○避難生活の長期化に対応した環境整備 ○避難路の確保、整備

(7) 大規模停電への備え P 89
○避難所、公共施設等への非常用電源の整備
○非常用電源の燃料確保 ○停電を想定した訓練の実施等

(8) 支援物資の備蓄、供給等 P 53,54,,94,95,110,120,121
○食料、生活支援物資の備蓄促進、備蓄拠点のあり方
○支援物資の輸送体制の整備
○避難所以外の避難者に対する支援
○支援物資の受付、調整、供給要請手続き（対県、対国）

2. 大規模広域な災害時における被災者対応等の強化

(1) 市境等を越えた被災住民の受け入れ P 93,110,125,146
○受入業務の円滑化 ○心と体の健康保持
○公共住宅・民間住宅等を活用した避難施設、応急仮設住宅等の確保

(2) 広域防災拠点等の整備 P 91,94,95,120
○災害種類や地域特性を踏まえた広域防災拠点の整備
○後方支援拠点の整備

(3) 人的支援体制の整備 P 87,88,93,126,127,197
○災害ボランティアの受入調整体制の整備
○自治体間相互の支援計画、受援計画
○防災業務従事者の安全確保等

(4) 医療体制の整備 P 48,83,124,125
○拠点医療機関における通信手段の確保
○広域的な連携体制、搬送体制の整備
○医療救護班派遣における要員、装備のあり方
○被災地における医療品管理等

(5) 燃料確保対策 P 54,119
○優先給油のあり方（災害対応、医療機関等）
○燃料確保、燃料供給体制の整備等

(6) 行政機能の維持・確保体制 P 13~23,82,93,140~143,173
○市機能の低下、喪失への対応（県の応援、国との連携）
○各種情報（住民データ等）のバックアップ
○業務継続計画 ○遺体処理体制の整備
○災害対策本部等災害対応組織の見直し
○震災廃棄物（がれき等）処理における広域連携体制の整備等

3. 最近の災害等を踏まえた防災対策の見直し

(1) 最近の風水害・雪害等を踏まえた対策 P 66,67,106,148,186,196
○注意喚起情報の発信 ○避難勧告基準の明確化
○降雪期における空き家対策 ○災害危険箇所点検整備

(2) 災害時要援護者対策 P 85,86,103,,109,110
○高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、外国人等への対応
○災害時要援護者支援プランの整備 ○福祉避難所運営

(3) 防災意識向上のための普及啓発 P 41から43,45
○学校、地域における防災教育の充実
○自主防災組織化の推進、組織活動の強化等